

特別徴収事務について

1. 特別徴収について

特別徴収

給与支払者が毎月の給与を支払う際に、従業員個人の市民税・県民税、森林環境税を給与天引きし、従業員個人に代わって納めていただく制度です。

特別徴収による納税義務者

今年1月1日現在、志摩市に住所があり、前年中に給与の支払いを受け、かつ、今年4月1日の現況において給与の支払いを受けている者または退職手当の支払いを受ける者をいいます。

特別徴収義務者

納税義務者に対して給与の支払いをし、また、退職手当等の支払いの際に所得税法第183条の規定により源泉徴収義務のある者は、地方税法および志摩市税条例の規定により、市民税・県民税、森林環境税の特別徴収義務者として指定されます。

徴収方法

別添の「特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」により6月分の月割額を6月に支給する給与から徴収し、7月以降分の月割額は、翌年の5月まで各月の支給する給与から徴収してください。

納入方法・納期限

徴収した税額は、同封の納入書により納入してください。納期限は、徴収すべき月の翌月10日（土日・祝日の場合は翌開庁日）です。納入場所は、次のとおりです。

納入場所

指定金融機関	百五銀行	全店舗
収 納 代 理 金 融 機 関	三十三銀行 あいち銀行 桑名三重信用金庫 東海労働金庫 伊勢農業協同組合 三重県内の東日本信用漁業協同組合連合会	全店舗
	ゆうちょ銀行および郵便局	三重・愛知・岐阜・静岡の各県内店舗
志摩市役所出納室（本庁舎内）および各支所		

※東海4県（三重・愛知・岐阜・静岡）以外のゆうちょ銀行および郵便局で納入する場合は、指定通知書（P.20）にご記入のうえ納入場所へ提出していただければ、当市の納入書により納入が可能となります。

※eLTAXを利用している場合は、「地方税共通納税システム」により納付いただくことができます。詳しくは、eLTAXのホームページをご覧ください。（P.2参照）

督促状の発送について

未納税額がある場合、納期毎に督促状を発送します。

納 期 の 特 例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満である事業所に限り、納期の特例が設けられています。希望される事業所は、申請書（P.17）を納期限までに提出し承認を受けることにより、年間の月割額を年2回に分けて納入することができます。

※ すでに納期特例となっている事業所様については、提出不要です。

回数	納 期 限	納入する月割額
1	令和7年12月10日	6月分～11月分（6か月分）
2	令和8年6月10日	12月分～5月分（6か月分）

※ 納期の特例の要件を欠いた場合は、届出書を必ず提出してください。

2. 納税義務者の異動処理

納税義務者が異動した場合（P.9～P.10 記入例を参照）

退職・休職・転勤・死亡等により給与から徴収できなくなった場合は、異動した月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を必ず提出してください。この届出が遅れると、各月の月割額と実際に納入した月割額が異なり、督促状が発送される対象となりますので、提出期限は厳守してください。

また、届出が遅れたことにより退職された方にも未徴収税額を一度に納めていただくことにもなりかねませんので、異動届出書については、すみやかに提出してください。

退職後の支払い方法

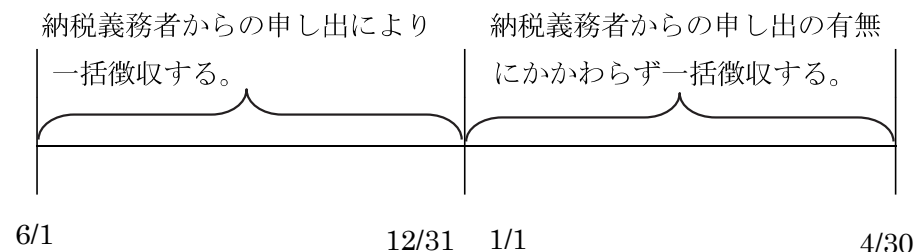
特別徴収されていた納税義務者が退職等の理由により給与の支払いを受けなくなった場合、未徴収税額の納付・納入方法は次の2つです。

① 普通徴収

年税額を年4回、6月・8月・10月・12月に分けて納付する方法です。給与から徴収することができなくなった未徴収税額は、志摩市が送付する納付書で納税義務者が直接納付することになります。

②一括徴収

未徴収税額を退職手当等から一括して徴収する方法です。退職月日より次のように異なります。



※納税義務者が翌年1月1日から4月30日までの間に退職された場合には、地方税法第321条の5第2項により一括徴収の申し出がなくても月割額の残額を一括して徴収していただくことになりますので、翌年5月分までの月割合計額（未納分）を超える給与または退職手当等が支払われるときに限り、一括して徴収し、翌月10日までに納入してください。

転勤（P.11 記入例を参照）

転勤または退職した人が新しい勤務先においても引き続き特別徴収を希望されるときは、必ず新しい勤務先へ確認のうえ、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入し、提出してください。

年度途中から特別徴収を希望する場合（P.12 記入例を参照）

年度途中に新たに採用された方についても特別徴収を希望される場合は、「特別徴収への切替依頼書」を提出してください。

※ 普通徴収での納期限が過ぎた納期分は、特別徴収への切替ができません。本人が普通徴収の納付書で納めるよう、ご指導をお願いします。

3. 特別徴収税額の変更

納税義務者の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「市民税・県民税、森林環境税 特別徴収税額の変更通知書」をお送りします。それ以後は、変更通知書に記載された月割額をご確認のうえ徴収してください。納入の際は、納入書の金額を訂正して納めていただくようお願いします。（P.22 記入例参照）

4. eLTAX（エルタックス）による電子申告

eLTAXとは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。地方税の申告、申請、納税等を1つの窓口から各地方公共団体へ電子的に手続きすることが可能となります。

詳しくは、eLTAXのホームページをご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp>

5. 退職所得に対する特別徴収

退職所得に対する個人の市民税・県民税については、所得税と同じ様に、他の所得と区分して退職手当等の支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、市民税と県民税あわせて納入することとされています。ただし、死亡により支払われる退職手当等に対しては、相続税の課税対象となりますので市民税・県民税は課税されません。なお、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において下記に該当する場合等も課税はされません。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・国内に住所を有しない人

納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は、退職した日）の属する年の1月1日現在、志摩市に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。

税額の計算

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得金額} \\ (\text{1,000 円未満の端数切捨て})$$

※退職所得金額から市民税・県民税それぞれの税額を算出

【市民税】 退職所得金額 $\times$ 6 % = 市民税額（100 円未満切捨て）

【県民税】 退職所得金額 $\times$ 4 % = 県民税額（100 円未満切捨て）

市民税額 + 県民税額 = 特別徴収すべき税額

- ・勤務年数5年以下の法人役員等が支払いを受ける退職手当等については、上記計算式の「1/2の課税」の適用はありません。
- ・令和4年1月1日以後に支払われる退職手当等については、勤務年数が5年以下の法人役員以外の人であっても「退職所得控除額」を控除した残額のうち300万円を超える部分については、上記計算式の「1/2の課税」の適用はなく、全額が課税対象となります。

退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下の場合	40 万円 $\times$ 勤続年数（80 万円未満は80 万円）
20 年を超える場合	800 万円 + 70 万円 $\times$ （勤続年数 - 20 年）

※障害者となったことに直接基因して退職したと認められる場合、
上記で計算した金額 + 100 万円

納期限・納入先

徴収した月の翌月10日（土日・祝日の場合は翌営業日）までに、納入場所（P.1に記載）にて納入してください。

納入方法

マイナンバー制度の開始により、平成28年1月1日以後の納入申告書については、法人番号または個人番号の記載が必要となりました。これに伴い、特別徴収義務者が法人の場合は（1）、個人事業主の場合は（2）の方法により納入をお願いします。

（1）法人の場合

同封の納入書の表面と、裏面の納入申告書へ記入して（P.23記入例参照）、納入場所（P.1参照）へご提出ください。

（2）個人事業主の場合

納入書の表面のみ記載し、納入場所（P.1参照）へご提出ください。別途、予備の納入書の裏面（納入申告書）にご記入のうえ（P.23記入例参照）、志摩市役所課税課までご提出ください。

※納入場所では、個人番号を取り扱うことができないため、上記のような取扱いとなっています。